

三木市観光パンフレット作成業務 仕様書

1 委託業務名

三木市観光パンフレット作成業務

2 業務目的

三木市の認知度向上及び三木市への誘客を喚起させることを目的に、三木市の魅力を詰め込んだ観光冊子の制作を行う。現在活用している観光冊子は令和4年3月発行であり、道の駅よかわ等の新たな施設も完成したため、新たな施設を盛り込んだパンフレットを作成することで、更なる観光客の誘客につなげる。

3 事業期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

本業務は、三木市観光パンフレット作成業務に係る以下の業務を行うものとする。

(1) 観光冊子の制作

三木市の認知度向上、三木市への誘客促進に繋がるような仕立てを意識した上で、三木市の魅力を効果的に読者へ伝え、三木市に興味を抱き、訪れてみたくなるような観光冊子（紙媒体）を制作すること。

① 制作にあたってのポイント

- (ア) 思わず手に取ってもらえるような表紙、内容とすること。
- (イ) 三木市について、見やすく、わかりやすい内容とすること。
- (ウ) テーマやストーリー、回遊性を意識した編集を心掛けること。
- (エ) 誌面では伝えきれない詳細情報を伝えるため、WEBサイトページにリンクするQRコードを活用するなどの工夫を行うこと。

② 掲載内容

- (ア) 掲載する施設や店舗をわかりやすく示した図や記載を必ず誌面に含めること。
- (イ) モデルコースを示すなど、読者が三木市へ訪問したくなる仕掛けを含めること。
- (ウ) 三木市の認知度向上、三木市への誘客促進に繋がる構成内容の提案を行うこと。なお、ページ構成や内容等詳細については受託者決定後、提案された内容を踏まえ、三木市と協議の上決定する。

(2) 観光冊子の印刷

印刷規格については、以下のとおりとする。

パンフレット

〔規格〕 A B判 (257mm×210mm)

16ページ以上 中針金綴じ

〔写真〕 受注者が撮影したもの及び三木市からの提供物を使用する。

〔印刷〕 オールカラー

〔紙質〕 雷鳥マットコートZ (81.4g/m²)

表紙厚紙PP加工

〔部数〕 20,000部以上

※追加発注する場合のコストや対応方法は企画提案書に明示すること

(3) 留意事項

① 本業務には、掲載内容の企画、掲載する施設等への取材、文章の作成、画像の用意、撮影許可申請、デザイン構成の企画、各情報元への掲載内容確認、校正、印刷製本、納品までの制作に伴う一切の業務を含むものとする。

※委託者は三木市保有の画像や必要資料等の提供など、受託者の業務遂行に協力する。

② 観光冊子の掲載内容については、厳密な確認及び校正を行うものとする。校正は受託者において行うが、委託者による確認も行う。

③ 著作権等の権利関係で、成果物の仕様制限があれば、企画提案の段階で明示すること。なお、著作権等の権利は成果物納品後、三木市に帰属するものとする。

5 納品

(1) 成果物

受託者は観光冊子の制作が終了したら、速やかに納品すること。

また、本業務が終了した際、実施結果等を記載した報告書も提出すること。

(2) 納品場所

・三木市産業振興部観光振興課

(〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号 三木市役所2階)

(3) 納入方法

・印刷物 20,000部以上

- ・電子データ（PDF）

（４）納品期限

観光冊子：令和８年３月２１日 １７：００

業務報告書：令和８年３月３１日 １７：００

６ 業務実施体制等

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと

- ・本業務の実施責任者を配置すること。
- ・本業務に関する実施体制を示す実施体制表を作成し、市に報告すること。
- ・スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと。
- ・本業務を行うにあたり、第三者に損害を生じさせた場合、その賠償の責任を負わなければならない。

７ 支払条件等

- ・三木市は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする。
- ・精算の結果、精算額が契約金額を超える場合は、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回る場合は、精算額により支払金額を確定するものとする。

８ 業務の適正な実施に関する事項

（１）個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分配慮し、漏えい、滅失、及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

（２）守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

（３）暴力団の不当介入における通報等

- ① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。
- ② 受託者は暴力団による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、三木市に履行期間の延長変更を請求することができる。

9 業務実施上の留意点

- (1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅延なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について三木市と協議の上、業務計画書を作成し、三木市に提出すること。
- (2) 受託者は、委託業務の終了後、業務報告書を提出すること。
- (3) 受託者は、やむをえない事情により、業務を実施することは困難となったときには、遅滞なくその旨を三木市に連絡し、指示に従うこと。
- (4) 受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を三木市に提出し、三木市の書面による承認を得た場合は、三木市が承認した範囲の業務を第三者（以下「了承を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は三木市に対して全ての責任を負うものとする。

- (5) この業務で得られた著作権等の成果等については、原則、三木市に帰属するものを条件とするが、権利上、致し方なく使用制限がある場合は、企画提案の段階で明示すること。
- (6) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、三木市と協議し、その指示に従うこと。